

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書

(あて先) 生駒市長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請します。

また、市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税等の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した副食費徴収免除の有無等について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

年 月 日 ※提出日を記入してください。

申請者（保護者）氏名

生駒 太郎

申請こども	ふりがな	いこま こたろう		性別	第一保護者	ふりがな	いこま たろう	
	氏名	生駒 小太郎		☒ 男 ☐ 女		氏名	生駒 太郎	
	生年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日				生年月日	昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	

保護者	現住所	〒 630-0288 奈良県生駒市 東新町 8番1号	
	令和6年1月1日現在の住所	※生駒市の場合は○で囲む、 生駒市 ・ (父: ●●県●●市●●町●●番●● 母: ●●府●●市●●町●●番●●)	
	令和7年1月1日現在の住所	※生駒市の場合は○で囲む、市外の場合は記入 (父母で異なる場合は両方を記入) <u>生駒市</u> ・ ()	
	連絡先	自宅 0743 (74) 1111	携帯 (父 ・ <u>母</u>) 000 (0000) 0000

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となりますので全員分の記入をお願いします。

国外に住民票がある等、課税情報の確認ができない場合は収入申告書のご提出をお願いします。令和6年1月1日時点で国外に住民票があり4月から8月入園を希望の方は令和5年分収入申告書のご提出が（左記に該当の方のうち、令和7年1月1日時点においても国外に住民票がある場合は、9月以降の給食費算定の際に令和6年分収入申告書も必要になります。）、令和7年1月1日時点で国外に住民票があり9月から3月入園を希望の方は令和6年分収入申告書のご提出が必要となります。

書のご提出が（左記に該当の方のうち、令和7年1月1日時点においても国外に住民票がある場合は、9月以降の給食費算定の際に令和6年分収入申告書も必要になります。）、令和7年1月1日時点で国外に住民票があり9月から3月入園を希望の方は令和6年分収入申告書のご提出が必要となります。

同居の家族の状況（申請ごどもを含む）						（12桁） の書類を添 い。）	家庭の状況 ※あてはまる項目 すべてに ☒
生駒 小太郎 いこま たろう	本人	●●			000000000000	☒ 該当なし ☐ 生活保護世帯 ☐ ひとり親世帯 ☐ 障がい児（者）の いる世帯 ☐ 保護者が里親で ある （該当の方は、里親 であることを証 する書類を添付 してください。）	
生駒 太郎 いこま はなこ	父	●●	会社員		000000000000		
生駒 花子 いこま ゆうこ	母	●●	主婦		000000000000		
生駒 優子 いこま おおたろう	姉	●●	生駒小学校 2年生		000000000000		
生駒 大太郎	祖父	●●			000000000000		

◎父または母が子どもと同居していない場合、下記の欄もご記入ください。（ひとり親世帯は記入不要）

同居していない理由	☐ 単身赴任 ☐ 離婚調停中 ☐ 離婚協議中 ☐ その他()	左記理由となった年月日	年 月 日
同居していない者の氏名等	ふりがな 氏 名	マイナンバー (12桁) (うら面記載の書類を添付してください。)	

※離婚調停中の場合、マイナンバーの記入・添付は不要。離婚調停・裁判中であることを証する書類の写しを添付してください。
※うら面も漏れなく記入してください。

② 利用を希望する施設（事業者）名、利用を希望する期間

利用を希望する 施設（事業者）名	施設（事業者）名	希望理由	(事業所番号) ※市処理欄、記入不要	
	第1希望	●●●●園		
	第2希望			
	第3希望			
利用を 希望する期間	令和7年4月1日から 年 月 日・就学前まで			

③ 保育の希望の有無

預かり保育の利用料の補助を希望する場合は、施設等利用給付の申請が、保育所等の利用を希望する場合は保育所の入所申込みが、別途必要になります。それぞれ手続き方法が異なりますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

保育の希望の 有無	☒ 有	保護者の就労又は傷病等の理由により、預かり保育の利用、及び保育所等※ ¹⁾ において保育の利用を希望する（幼稚園等※ ²⁾ と併願の場合を含む）⇒以降の項目すべて記入してください。
	☐ 無	幼稚園等※ ²⁾ の利用を希望する（預かり保育の利用を希望、及び保育所等※ ¹⁾ と併願の場合を除く）⇒「～マイナンバー確認書類のご提出について～」にお進みください。

※1) 「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

※2) 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。

保育の 利用を 必要とする 理由	申請こども との続柄	必要とする理由	具体的な状況等 (就労先、就労時間・日数や傷病等の状況等)
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 傷病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他()	生駒市役所 週5日8時30分～17時15分
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 傷病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他()	生駒幼稚園 週4日10時00分～15時00分

保育の 利用を 必要とする 時間等	必要とする曜日	1日のうちで必要とする時間	備考※ ³⁾
	☒ 平日（月～金曜日）	(9 : 00 ~ 16 : 00 まで)	残業等の理由により、土曜日や16時以降も必要となる場合有り
	☐ 土曜日	(: ~ : まで)	

※3) 備考欄には、上記の必要とする曜日・時間等において補足すべき事項がある場合に記入してください。

～マイナンバー確認書類のご提出について～

マイナンバー（個人番号）を記載した申請書等を提出する場合、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（本人確認）を行います。そのため、封筒に下記書類を入れ、封をして提出してください。（ご用意いただいた書類にチェックをお願いいたします。）

番号確認に利用する書類(全員分)	本人確認に利用する書類(おもて面記載の第一保護者分のみ)
☒ 個人番号カード（裏）の写し ☐ 通知カードの写し ※記載事項に変更がない、もしくは変更手続がとられている場合のみ有効 ☐ 住民票（個人番号が記載されているもの） ☐ その他 () *個人番号通知書は番号確認には利用できません。	☒ 個人番号カード（表）の写し ☐ 旅券の写し ☐ 運転免許証の写し ☐ 運転経歴証明書の写し ☐ 身体障害者手帳の写し ☐ 療育手帳の写し ☐ 精神障害者保健福祉手帳の写し ☐ 在留カードの写し ☐ 特別永住者証明書の写し ☐ その他写真付き身分証の写し () ☐ 写真のない身分証（2つ以上） ※健康保険証・年金手帳等の写し () () *個人番号通知書は本人確認には利用できません。